

18・19世紀における女性天皇・女系天皇論

大川 真（中央大学）

【発表要旨】

今年5月には新天皇の即位があり、現在でも次期の皇位継承に国民からの多大な関心が寄せられている。しかし基礎的な知見が不足しているために、国民の大半の意識は、旧・現の皇室典範の規定が前代までの歴史的・文化的な蓄積を直線的に反映して決定されたと考えがちである。本研究は、女性天皇・女系天皇論が旧・皇室典範（1889年制定）の成立前後で、どのように連続・変化していくのか、その詳細を解明していくことを目的とする。

前近代の日本では皇位継承に関する成文法は存在しなかったが、旧・皇室典範が成立してから男系の男性皇族が皇位継承権を有することとなった。しかし当時は女性天皇や女系天皇にも皇位継承を認める意見が、明治政府に近い保守主義的な知識人からも寄せられていたことに注意すべきである。民主主義的な社会となった戦後から現在に至っても、「皇位継承における男系男子主義は日本の古来よりの伝統である。」という発言が、政治家・知識人から一般市民に至るまで相当広く見受けられる。私たちは歴史家として、こうしたデマゴギーには厳しく対峙すべきである。また東アジア世界ではいまだに「公」の世界における女性の活躍を妬み阻む眼差しが強く見受けられるが、「牝鷄之晨、惟家之索。（めんどりが鳴くときは、家が滅びる）」（『尚書』牧誓）という負の遺産は次世代には継承させるべきではないだろう。

【略歴】

大川 真（おおかわ まこと）/OKAWA Makoto

1974年群馬県生まれ。東北大学文学部卒業。同大学院文学研究科文化科学専攻日本思想史専攻分野博士後期修了。博士（文学）。東北大学大学院文学研究科助教、吉野作造記念館館長を経て現在、中央大学文学部人文社会学科哲学専攻・准教授。専門は日本思想史、文化史、精神史。日本政治思想史。主著『近世王権論と「正名」の転回史』（御茶ノ水書房、二〇一二年）。主要論文「サムライの国に持ち運ばれた「アメリカ」—日本のデモクラシーを考える—」（『淡江日本論叢』32号、淡江大学日本語文学系、2015年）、「吉野作造の中国論—対華二十一ヶ条からワシントン会議まで—」（『吉野作造研究』第14号、2018年）など